

第1問 1-1 (3点)

特許法に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 特許法上、特許を受ける権利は譲渡することができないため、発明をしたAは、当該発明についての特許を受ける権利を第三者Bに移転することはできない。
- イ. A社の従業者Bが職務発明をし、A社の勤務規則の定めにより、A社が当該職務発明についての特許権をBから承継した。この場合、特許法上、Bには、A社から相当の対価の支払いを受ける権利が認められる。
- ウ. Aは、自己の発明を特許庁に出願し、当該発明につき出願公開がなされた。その後、特許権の設定登録がなされる前に、第三者Bが、当該発明が出願公開された発明であることを知りながら、何らの権限もなく当該発明を業として実施した。この場合、Aには、原則として、Bに対して補償金の支払いを請求する権利が認められる。
- エ. AとBが特許権を共有する場合、Aは、仮にBの同意を得ても、当該特許権にかかる特許発明を単独で実施することができず、Bと共同してのみ実施することができる。
- オ. A社は、B社が特許権の設定登録を受けている特許発明を、B社の特許発明であることを知りながら、B社に無断で実施している。この場合、侵害行為を行ったA社の従業者だけでなく、A社も刑事罰を科されることがある。

- ① アイウ ② アイエ ③ アエオ ④ イウオ ⑤ ウエオ

第1問 1-2 (3点)

建設業を営むA株式会社は、同業のB株式会社との合併を検討している。この場合に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① A社とB社の吸収合併によりA社が存続会社となる場合、A社がB社の株主に交付する合併の対価は、A社の株式でなければならず、金銭やA社の親会社の株式を合併の対価とすることはできない。
- ② A社とB社が新設合併によりC株式会社を設立する場合、A社が取得していた建設業の許可は、当然にC社に承継される。
- ③ 会社法上、A社は、B社との合併に際し締結した合併契約について、A社の取締役会の承認を受ければ、A社の株主総会の承認を受ける必要はない。
- ④ A社とB社との合併に反対するA社の反対株主Dは、A社に対し、原則として、自己の有するA社の株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。
- ⑤ A社とB社が合併をする場合、A社に対して売掛金債権を有するE社は、A社の合併に反対であるとしても、会社法上、合併における債権者の保護手続は特に設けられていないため、合併に異議を述べることはできない。

第1問 1-3 (3点)

不法行為に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① Aは、Bの運転する自転車に歩道上で追突され、負傷した。AがBを被告として不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起した場合、Bが自らの損害賠償責任を免れるためには、自らに故意または過失がなかったことを主張し証明しなければならない。
- ② A(3歳)は、母親Bが目を離した隙に歩道から車道に飛び出し、第三者Cの運転する乗用車との接触事故で負傷した。Aを原告としCを被告として提起された不法行為に基づく損害賠償請求訴訟において、裁判所は、Bの過失を被害者側の過失として考慮し、損害賠償額を算定することができる。

- ③ Aは、隣人Bが放し飼いにしていた犬にかみつかれ、負傷した。Aが傷害保険に加入しており、当該負傷について傷害保険金を受け取った場合、当該傷害保険金の額は損益相殺の対象となる。
- ④ Aは、Aに対して貸金債権を有するBの訪問を受け、その返済をめぐって争いとなり、Bの暴行により負傷した。この場合、Bは、Aに対して有する貸金債権とAがBに対して有する不法行為に基づく損害賠償請求権とを相殺することができる。
- ⑤ Aは、B、CおよびDから暴行を受け、負傷した。B、CおよびDの行為が民法の共同不法行為に該当する場合、Aが被った損害全部の賠償をBに対して請求しても、Bは、CおよびDに弁済の資力があることを証明すれば、損害賠償責任を負わない。

第1問 1-4 (3点)

英会話教室を営むX社では、受講者の英会話能力向上のためのサービスを提供することを利用目的として、受講者の氏名、住所、連絡先のほか、受講履歴や教材購入履歴などの事項(受講者情報)を電子データ化し、特定の個人情報データをコンピュータを用いて検索することができるように整理し、管理している。この場合に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。なお、X社は個人情報保護法上の個人情報取扱事業者に、受講者情報は同法上の個人データに、英会話講座の提供は特定商取引法上の特定継続的役務提供に、それぞれ該当するものとする。

- ① X社では、受講者情報を管理するため、アルファベットと数字を組み合わせた受講番号を付している。当該受講番号は、X社が独自に設定しているものであり、それだけで受講者個人を特定することはできないが、当該受講番号と受講者に関する情報を容易に照合することができ、これにより特定の受講者を識別することができる。この場合であっても、当該受講番号は、個人情報保護法上の個人情報に該当することはない。

- ② X社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、受講者情報を電子データ化する作業を情報処理会社であるY社に委託している。この場合、個人情報保護法上、X社は、Y社に受講者情報を提供することについて、受講者全員からあらかじめ同意を得る必要がある。
- ③ X社は、受講者情報を利用して、その利用目的とは関係のない、X社の新規事業を案内するダイレクトメールを受講者に送付した。この場合、X社の行為は、X社の事業の範囲内の行為であるため、個人情報保護法に違反することはない。
- ④ X社は、広告において、X社の講座を受講した者は有名な英語検定試験で必ず一定以上の高得点を獲得することができる旨の表示をしている。この場合、特定商取引法上、X社は、主務大臣から、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求められることがあり、提出を求められたX社が所定の期間内に資料を提出しないときは、当該表示は、主務大臣の指示および業務停止命令の規定の適用については、誇大広告等とみなされる。
- ⑤ 消費者Zは、X社との間で、英会話講座の受講契約を締結した。この場合に、Zが特定商取引法上のクーリング・オフを行使し当該受講契約を解除するには、一定の期間内に当該受講契約を解除する旨の書面をX社に送付し、X社における当該書面の審査により解除の妥当性が認められる必要がある。

第2問 2-1 (3点)

不正競争防止法に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① 自己の商品の表示として他人の著名な商品甲と同一または類似の表示を使用する行為が不正競争に該当するには、その行為により甲と混同を生じさせることは必要ではないが、甲について商標登録がなされている必要がある。
- ② 市販のDVDソフトウェアに施されている不正コピー防止技術が無効にして不正コピーを可能とする機能を有する装置を販売する行為は、著作権の侵害行為には該当するが、不正競争には該当しない。

- ③ 企業の有する情報が営業秘密として不正競争防止法上の保護を受けるためには、当該情報にアクセスできる者を制限するとともに、当該情報にアクセスした者がそれを秘密であると認識できるようにするなど、当該情報が秘密として管理されている必要がある。
- ④ 不正競争により営業上の利益を侵害された被害者が、故意または過失により被害者の利益を侵害して自己の利益を得ている加害者に対し、不正競争防止法に基づき損害賠償請求訴訟を提起する場合、同法上、被害者の損害額を推定する規定はないため、被害者は、加害者の不正競争により自己が受けた損害の額を自ら証明する必要がある。
- ⑤ 不正競争により営業上の利益を侵害されるおそれがある者が、その侵害行為を予防するために差止請求権を行使するためには、当該侵害者の行為について公正取引委員会の審決が確定している必要がある。

第2問 2-2 (3点)

インターネットを利用した電子商取引に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 景品表示法上、インターネットのホームページ上で商品を販売する事業者は、そのホームページ上で、商品の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるものを表示してはならない。
- イ. 割賦販売法上、インターネットのホームページ上で商品を販売する事業者は、購入者からの代金の支払いをクレジットカード決済により2ヶ月以上にわたる分割払いとすることを認める場合であっても、その取引条件についてホームページ上で広告をするときに、支払回数や手数料率等の事項を表示しなくてもよい。
- ウ. 特定商取引法上、事業者は、インターネットのホームページ上で商品を販売する行為が通信販売に該当する場合、商品の販売条件について電子メール広告をするにあたり、その相手方となる者の承諾を得なくてもよい。

エ. 事業者が、商品を販売するためにインターネットのホームページ上に商品を掲載している場合に、消費者が商品を購入する旨の意思表示を電子メールにより行った。この場合、消費者と事業者との間の売買契約は、消費者の送信した電子メールが事業者に到達した時点で成立する。

オ. インターネットのホームページ上で商品を販売する事業者が消費者契約法に違反する一定の行為を行っている場合、消費者契約法上の適格消費者団体は、不特定多数の消費者の利益を保護するため、その事業者を相手方として差止請求訴訟を提起することができる。

- ① アイ ② アオ ③ イエ ④ ウエ ⑤ ウオ

第2問 2-3 (3点)

独占禁止法に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① 寝具メーカーであるA社は、同業他社であるB社の株式を取得し、B社を自己の影響下に置いて、B社の事業活動を支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限した。この場合におけるA社の行為は、私的独占として独占禁止法に違反する。
- ② X市でガソリンの販売業を営むA社は、同一地域でガソリンを販売しているB社らとの間で、ガソリンを一定額以下の価格で販売しない旨の協定を締結し、これに従って相互に事業活動を拘束することにより、公共の利益に反して、X市のガソリン市場における競争を実質的に制限した。この場合におけるA社およびB社らの行為は、不当な取引制限として独占禁止法に違反する。
- ③ 食品メーカーであるA社は、継続的に原材料の供給を受けているB社から、自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、協賛金の名目で金銭の提供を受けた。この場合におけるA社の行為は、不公正な取引方法として独占禁止法に違反する。

- ④ 衣類の製造業者であるA社は、衣類の小売業者であるB社との間で、B社がA社の製品を、B社の名をもってA社の計算において第三者に販売し、これに対してA社がB社に報酬を支払い、かつ売れ残った製品はA社が引き取ることを約する、いわゆる委託販売契約を締結した。A社は、B社にA社の製品を供給するにあたり、A社製品の小売価格を定めて、当該価格でB社にA社製品を販売させた。この場合におけるA社の行為は、不公正な取引方法として独占禁止法に違反する。
- ⑤ ソフトウェアの開発業者であるA社は、ソフトウェアの小売業者であるB社との間で、B社がA社製のソフトウェアを販売する地域を制限する旨の条件を付けて、A社製のソフトウェアを供給する取引を行い、B社の事業活動を不当に拘束した。この場合におけるA社の行為は、公正な競争を阻害するおそれがあるときは、不公正な取引方法として独占禁止法に違反する。

第2問 2-4 (3点)

X社は、Y社に対し、すでに弁済期が到来している貸金債権を有しているが、Y社は、これを弁済しない。Y社は、Z社に対して売買代金債権を有している。この場合に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① X社は、貸金債権の弁済を督促するため、Y社に配達証明付内容証明郵便を用いて請求書を送付した。この場合、X社が何らの法的手続をとらなくても、当該請求書がY社に到達した時点で、貸金債権の消滅時効が中断し、その時点から改めて新規に消滅時効の期間が進行する。
- ② Y社は、本件貸金債権の弁済に代えて、本件売買代金債権をX社に譲渡する旨の代物弁済の意思表示をすることにより、X社の承諾を得ることなく、X社に対して負う借入金債務を消滅させることができる。
- ③ Y社は本件売買代金債権をX社に譲渡し、Z社は当該債権譲渡につき異議をとどめない承諾をした。この場合、Z社は、本件売買代金債権につき、Y社に対し同時履行の抗弁権を有していたとしても、これをX社に主張することができない。

- ④ Y社は本件売買代金債権をX社に譲渡し、譲受人であるX社がZ社に対して本件債権譲渡の通知を行った。この場合、Z社は、X社による本件売買代金の支払請求を拒絶することができない。
- ⑤ X社とY社との間で、Y社が本件売買代金債権の取立てをX社に委任する旨の代理受領の合意がなされた。この場合において、Z社が当該代理受領の合意を知らずにY社に対して売買代金債務を弁済しても、当該弁済は無効であり、Z社はX社からの取立てに応じなければならない。

第3問 3-1 (3点)

A株式会社では、代表取締役を選定しようとしている。この場合に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① A社が取締役会設置会社である場合、A社は、取締役会決議により、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。
- ② A社が取締役会設置会社ではない場合、A社は、定款、定款の定めに基づく取締役の互選または株主総会の決議によって、取締役の中から代表取締役を定めることができる。
- ③ A社の取締役Bが代表取締役に選定された場合、Bは、任期の満了、辞任、株主総会決議による解任などにより取締役の資格を喪失したときは、代表取締役の地位も喪失する。
- ④ A社は、代表取締役ではない取締役Cに副社長の肩書きの使用を認めており、Cは、A社の代表者と称してD社との間で商品の売買契約を締結した。この場合、Cの代表権の有無は商業登記により確認できる事項であるため、A社は、Cが代表権を有すると誤信したD社に対し、当該売買契約に基づく責任を負うことはない。
- ⑤ A社では、社内規程で、代表取締役全員が共同してしなければ会社を代表することができない旨を定めている。A社の取締役であるEおよびFが代表取締役に選定された場合において、Eが、当該社内規程について善意のG社との間で、単独で商品の売買契約を締結した。この場合、A社は、代表取締役の代表権の制限をG社に対抗することができない。

第3問 3-2 (3点)

A社は、Bに貸し付けた50万円につき貸金返還請求訴訟を提起するにあたり、少額訴訟制度の利用を考えている。この場合に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① A社は、少額訴訟による審理および裁判を求めるには、簡易裁判所に訴えを提起しなければならない。
- ② 少額訴訟制度では、証拠調べの対象は文書に限られ、証人尋問による証拠調べは行われなため、A社は、Bへの貸付けに立ち会ったCを証人として本件貸付けの事実を証明することはできない。
- ③ 少額訴訟では訴訟上の和解をすることはできないため、A社がBを被告として少額訴訟を提起した場合、当該訴訟は、必ず判決により終結する。
- ④ 裁判所は、A社が提起した少額訴訟において、A社の請求を認容する旨の判決をする場合、分割払い、支払猶予、遅延損害金の免除などの措置を定めることはできない。
- ⑤ A社が提起した少額訴訟において、A社の請求を認容する旨の終局判決がなされた場合、Bは、当該判決に不服があるときは、上級の裁判所に控訴をすることができる。

第3問 3-3 (3点)

A社は、会社更生法に基づき更生手続開始の決定を受けた。この場合に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① 更生手続開始の決定がなされる前に、A社の財産に対して担保権の実行が申し立てられ、すでに競売手続が進行していた。この場合、当該競売手続は、更正手続開始の決定により中止されることはない。
- ② A社の管財人は、A社の業務に関しB銀行から事業資金を借り入れた。この場合、B銀行は、更生手続によらずに随時、貸金債権の弁済を受けることができる。

- ③ C社は、A社に対して、更生手続開始の決定がなされる前の原因に基づく債権を有している。この場合、C社は、原則として、裁判所が更生手続開始決定と同時に定めた債権届出期間内に一定の事項を届け出なければ、A社の更生手続に参加することはできない。
- ④ D社は、更生手続開始の当時、A社に対して債権を有すると同時に債務を負担しており、当該債権と債務が相殺適状となっている場合であっても、債権届出期間が経過した後は、当該債権と当該債務とを相殺することはできない。
- ⑤ A社の更生手続において、更生計画を認可しない旨の決定が確定したときには、A社が申し立てた更生手続は、裁判所の職権により破産手続に移行することがある。

第3問 3-4 (3点)

Xは、知人とともに発起人となって、発起設立の方法によりY株式会社を設立する準備を進めている。この場合に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① Xら発起人は、会社法所定の事項を記載して書面により定款を作成し、発起人の全員がこれに記名押印をした。この場合、当該定款は、公証人の認証を受けなければ、その効力を生じない。
- ② Xら発起人は、定款においてY社の成立により報酬を受けることを定めた場合には、裁判所に検査役の選任を申し立て、所定の調査を受けなければならない。
- ③ Xは、Y社の株式の発行にかかる払込みについて、払込取扱銀行から金銭を借り入れ、その借入金を完済するまでは払込金の引出しをしない旨を約束した上で、借入金により株式の払込みをするという、払込みの仮装(預合い)を行った。この場合、Xは、Y社に対しこれにより生じた損害を賠償する責任を負うだけでなく、刑事罰を科される可能性がある。
- ④ Xは現物出資をし、当該現物出資について検査役の調査がなされた。この場合、Y社の成立時における現物出資の目的財産の価額が定款に記載された価額に著しく不足するときは、Xは、その不足額をY社に支払う義務を負う。

- ⑤ Y社は、設立手続の過程で社団としての実体が形成された時点で成立し、本店所在地における設立の登記は、Y社の成立を第三者に対抗するための対抗要件である。

第4問 4-1 (3点)

損害賠償に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① A社は、B社からオフィス家具の注文を受け、約定に従いB社の事務所にこれを搬入したが、その際、A社の従業員Cが事務所の窓ガラスを損傷した。この場合、B社は、窓ガラスの損傷につきCに過失が認められるとしても、A社に対して債務不履行に基づく損害賠償請求をすることができない。
- ② A社が所有し、自ら使用するビルの外壁に設置された照明器具が落下し、これに当たったBが負傷した。この場合、A社は、ビルを適切に管理し、損害の発生を防止するのに必要な注意をしたことを証明しても、Bに対する、民法の土地工作物責任の規定に基づく損害賠償責任を免れることはできない。
- ③ A社が建設作業を行う工事現場を通りかかったBは、A社の従業員Cが過失により落とされた工具に当たり、負傷した。この場合、A社は、Cの選任および監督について相当の注意をしたことを証明しても、Bに対する、民法の使用人責任の規定に基づく損害賠償責任を免れることはできない。
- ④ Aタクシー会社が所有するタクシーに乗車したBは、当該タクシーの運転手Cの乗務中の過失により生じた交通事故で負傷した。この場合、自動車損害賠償保障法(自賠法)上の運行供用者に当たるのは、A社ではなく、実際にタクシーを運転していたCであり、A社は、Bの負傷について、自賠法に基づく損害賠償責任を負わない。
- ⑤ A社は、競争関係にあるB社の特許発明を無断で実施し、B社の主力製品と類似する製品を販売した。これにより、B社は、主力製品の売上げが減少し、損害を被った。この場合、特許法上、加害者の過失を推定する旨の規定は設けられていないため、B社は、A社に対し損害賠償を請求するにあたり、A社の過失について主張および証明をしなければならない。

第4問 4-2 (3点)

X社は、中古自動車の販売業を営むY社から、中古車甲を購入した。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. X社は、甲の納車を受け、これを点検したところ、冷房装置が効かないことが判明した。この場合、X社は、民法上、Y社に対し、不具合のない他の中古車を引き渡すよう、請求することができる。
- イ. X社とY社との間の売買契約では、Y社がX社の車庫に甲を納車する約定となっていたが、甲は、本件売買契約締結の後、甲の納車の前に、第三者の放火により焼失した。甲の焼失についてY社に帰責事由がない場合、Y社は、民法上、X社に甲の代金を請求することができる。
- ウ. X社が納車を受けた甲のドアには、傷がついていた。当該ドアの傷は、本件売買契約締結の後、甲の納車の前に、Y社の従業員が甲を洗車した際に誤ってつけたものであり、隠れた瑕疵に該当しないものであった。この場合、X社は、民法上、Y社に損害賠償を請求することができない。
- エ. 甲には、本件売買契約締結の前から、ブレーキの不具合という直ちに発見することのできない瑕疵が存在し、X社への納車後、この瑕疵が原因で、甲は、ブレーキがまったく効かなくなった。この場合、X社は、民法上、当該瑕疵についてY社に何ら帰責事由がなくても、Y社に損害賠償を請求することができる。
- オ. Y社は、約定の期日に甲をX社に納車しようとしたが、X社がその受領を拒絶したため、相当の期間を定めて催告をした後、甲を競売に付した。この場合、甲の売買代金の支払期日が到来していれば、Y社は、商法上、競売の代価を甲の売買代金に充当することができる。

- ① アイウ ② アウオ ③ アエオ ④ イウエ ⑤ イエオ

第4問 4-3 (3点)

日本法人であるA社とX国法人であるB社との間の売買契約に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① A社とB社との間の売買契約に基づく代金の支払いについて、日本とX国の両方で売買代金請求訴訟が提起された。この場合、内容の異なる判決が下される危険を回避するため、法の適用に関する通則法(法適用通則法)上、日本の裁判所は提起された訴えを却下しなければならない。
- ② A社とB社との間の売買契約において、準拠法を日本法とする旨の条項が定められている場合、本件売買契約に関する民事上の紛争についての民事訴訟がいずれの国の裁判所に提起されたとしても、必ず日本法が準拠法となる。
- ③ A社とB社との間の売買契約において準拠法が定められていない場合、法適用通則法によれば、本件売買契約の成立や効力は、買主が属する国の法により決定される。
- ④ A社とB社との間の売買契約において、日本の仲裁法に基づき仲裁合意がなされた。A社とB社との間で本件売買契約に関する民事上の紛争が生じた場合において、A社が日本の裁判所に民事訴訟を提起したときは、B社は、原則として、仲裁合意があることを裁判所に申し立てて訴えの却下を求めることができる。
- ⑤ B社は、本件売買契約に関する民事上の紛争について、A社を被告としてX国の裁判所に提起した民事訴訟で勝訴判決を得た。この場合において、X国の裁判制度において通常の不服申立方法が尽きていなくても、B社は、当該判決について、日本において執行判決を得ることができる。

第4問 4-4 (3点)

甲株式会社の総務担当取締役であるAは、甲社の株主であるBから、「次の株主総会においてAのスキャンダルに関する発言を行う予定であり、その発言をやめて欲しいければBが経営する出版社である乙社が発行する業界紙を定期購読して欲しい」と要求された。この場合に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。なお、甲社には、公益通報者保護法上の公益通報を受け付けるヘルプラインが設置されている。

- ① Bは、自らに対する利益の供与ではなく、第三者である乙社に対する利益の供与を要求しているため、Bに会社法上の利益供与要求罪が成立することはない。
- ② Aは、乙社に対し、甲社が業界紙を定期購読する旨の申込みを行い、甲社の計算で定期購読料を支払った。この場合、正当な対価を伴う取引については会社法上の利益供与罪は成立しないため、乙社が発行する業界紙の定期購読料が適正な価格であれば、Aに利益供与罪が成立することはない。
- ③ 甲社の総務部長Cは、Aの指示に従い、乙社に対し、甲社が業界紙を定期購読する旨の申込みを行い、甲社の計算で定期購読料を支払った。この場合、Cは甲社の使用人であり、甲社の取締役であるAの指示に従ったにすぎないため、Cに会社法上の利益供与罪が成立することはないが、Aには利益供与罪が成立し得る。
- ④ Aは、Bの要求に応じ、甲社の子会社である丙社の計算で丙社に業界紙を定期購読させた。この場合、Aには会社法上の利益供与罪が成立し得る。
- ⑤ 派遣元事業主である丁社から甲社に派遣された派遣労働者Dは、AがBからの要求に応じようとしていることをヘルプラインに通報した。この場合、Dは甲社と雇用関係にある労働者ではないため、Dによる通報が公益通報に該当することはないが、甲社が丁社との労働者派遣契約を当該通報を理由に解除しても、当該解除は有効である。

第5問 5-1 (3点)

取締役会設置会社であるA株式会社の株主Bは、その所有するA社の株式すべてを譲渡したいと考えている。A社の定款では、A社の発行するすべての株式について、譲渡による株式の取得につきA社の取締役会の承認を要する旨が定められている。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。なお、A社は株券発行会社ではないものとする。

- ア. A社は、自らが株式譲渡の相手方となってBとの間で株式譲渡契約を締結し、Bの所有するA社の株式を有償で譲り受けることはできない。
- イ. Bは、第三者Cとの間で、その所有するA社の株式すべてをCに売却する旨の株式譲渡契約を締結し、A社の取締役会はこれを承認した。この場合、BとCとの間の株式譲渡が効力を生じるためには、Cの氏名および住所を株主名簿に記載または記録することが必要である。
- ウ. Bは、第三者Cとの間で、その所有するA社の株式すべてをCに売却することとし、A社に対し、CがA社の株式を取得することについて承認をするか否かの決定をすることを請求した。この場合、Bは、当該請求と併せて、A社が承認をしない旨の決定をするときには、A社の指定する者が株式を買い取ることを請求することができる。
- エ. Bは、第三者Cとの間で、その所有するA社の株式すべてをCに売却する旨の株式譲渡契約を締結した。この場合、Cは、A社に対し、原則として、Bと共同して、A社の株式を取得したことについて承認をするか否かの決定をすることを請求することができる。
- オ. Bは、第三者Cとの間で、その所有するA社の株式すべてをCに売却する旨の株式譲渡契約を締結したが、A社の取締役会はこれを承認しなかった。この場合、BとCとの間の株式譲渡は、A社に対する関係でも、譲渡の当事者であるBとCの間でも、効力を生じない。

- ① アイ ② アオ ③ イウ ④ ウエ ⑤ エオ

第5問 5-2 (3点)

労働者災害補償保険法(労災保険法)に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① 労災保険法の適用事業であるA事業場の労働者Bの被扶養配偶者Cが風邪で療養を受けた。この場合、当該療養について労災保険法に基づき保険給付が行われる。
- ② 労災保険法の適用事業であるA株式会社の株主Bが、A社の株主総会に出席するため、Bの住居とA社の株主総会会場との間の合理的な経路を移動中に交通事故に遭い負傷し療養を受けた。この場合、当該療養について労災保険法に基づき保険給付が行われる。
- ③ 労災保険法の適用事業であるA事業場の労働者Bが、休憩時間中にA事業場内で昼食をとった際、持参した弁当が傷んでいたために食中毒にかかり療養を受けた。この場合、当該療養について労災保険法に基づき保険給付が行われる。
- ④ 労災保険法の適用事業であるA事業場の労働者Bが、A事業場の就業規則で兼業が禁止されているにもかかわらず、労災保険法の適用事業である別の事業主のC事業場でも二重に就労している。Bは、A事業場での業務終了後、C事業場へ直接向かうために合理的な経路を移動中に交通事故に遭い負傷し療養を受けた。この場合、当該療養についてC事業場における労災保険関係に基づく保険給付は行われない。
- ⑤ 労災保険法の適用事業であるA事業場の労働者Bが、業務終了後の帰宅途中に、通常利用している通勤経路外に所在する映画館に立ち寄り、映画を鑑賞中に、当該映画館の火災により負傷し療養を受けた。この場合、当該療養について労災保険法に基づく保険給付は行われない。

第5問 5-3 (3点)

保証に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をし、その保証債務を民法の規定に従い履行した場合、当該保証人は、主たる債務者に対して、弁済した額のほか、弁済その他免責があった日以後の法定利息等、所定の額につき求償権を有する。
- イ. 保証人が主たる債務者の委託を受けずに保証をした場合、当該保証人には、主たる債務者に対する求償権は認められない。
- ウ. 債権者と保証人との間の貸金等根保証契約において元本確定期日を定めなかった場合、当該貸金等根保証契約はその効力を生じない。
- エ. 債権者と主たる債務者との間の金銭消費貸借契約から生ずる債務を主たる債務として、債権者と保証人が貸金等根保証契約を締結することとした。この場合、金銭消費貸借契約において貸付金の上限が定められていれば、貸金等根保証契約において極度額が定められていなくても、貸金等根保証契約はその効力を生ずる。
- オ. 連帯保証人は催告の抗弁権を有しないため、債権者は、連帯保証人に対し保証債務の履行を請求する場合、これに先立って、主たる債務者にその債務の履行を請求する必要はない。

- ① アエ ② アオ ③ イウ ④ イエ ⑤ ウオ

第5問 5-4 (3点)

Xは、Y株式会社との間で代理商契約を締結し、Y社の平常の事業の部類に属する取引の代理および媒介を行っている。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. Xは、Y社のために動産甲を占有している。この場合において、XがY社に対して有する報酬債権の弁済期が到来しているときは、会社法上、原則として、当該報酬債権が動産甲に関して生じたときに限り、Xは動産甲を留置することができる。

イ. Xは、自らが自己または第三者のためにY社の事業の部類に属する取引をするには、会社法上、Y社の許可を受けなければならない。

ウ. Xは、Y社の取引の媒介を行った場合、会社法上、Y社から求めがあったときに限り、その旨の通知をY社に対して発しなければならない。

エ. 民法上、Xは、Y社に対して、善良な管理者の注意をもって、取引の代理または媒介を行う義務を負う。

オ. XがY社の取引の代理を行い、Z社との間でY社の商品の売買契約を締結した場合、Y社とZ社との間に直接売買契約の効果が生じる。

- ① アイウ ② アウオ ③ アエオ ④ イウエ ⑤ イエオ

第6問 6-1 (2点)

民事訴訟手続に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. 当事者は、攻撃防御の方法を訴訟の適切な時期に提出しなければならないが、時機に後れた攻撃防御方法は、裁判所に却下されることがある。

イ. 当事者が証拠の申出をした場合であっても、裁判所は、その裁量により、当該証拠の証拠調べを実施しないことができる。

ウ. 争点整理手続として弁論準備手続が実施された場合には、当事者は、弁論準備手続が終了した後の口頭弁論期日において、弁論準備手続の結果を陳述しなければならない。

エ. 原告が訴状を提出し訴えを提起した場合において、その訴状に民事訴訟法所定の記載事項につき不備があるときは、補正が命じられることなく、裁判長により直ちに訴状が却下される。

オ. 裁判所は、口頭弁論が終結した後は、両当事者に対し、和解を試みることができない。

- ① アイウ ② アイエ ③ アエオ ④ イウオ ⑤ ウエオ

第6問 6-2 (2点)

商標法に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 商標の登録を受けようとする者は、すでに第三者が当該商標と同一の指定商品にかかる類似の商標について商標登録を受けていたときであっても、商標登録を受けることができる。
- イ. 地域の名称および自己の商品等の普通名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標は、地域団体商標として商標登録の対象となり得る。
- ウ. 商標の登録については、商標登録出願の形式面についての審査のみを行って商標権の設定登録を行う早期登録制度がとられており、商標登録出願があったときは、その商標登録出願の放棄、取下げ、または却下がなされた場合を除き、商標権の設定登録がなされる。
- エ. 商標権の存続期間は、その設定登録の日から一定の期間であり、更新登録により更新することができる。
- オ. 商標権者が、日本国内において一定の期間継続してその登録商標を使用していない場合、たとえ商標権者から通常使用権の設定を受けた通常使用権者が当該登録商標を日本国内で使用していたとしても、当該登録商標は不使用商標としてその登録が取り消される。

- ① アウ ② アオ ③ イエ ④ イオ ⑤ ウエ

第6問 6-3 (2点)

次の文章は、剰余金の配当について述べたものである。この文章中の下線部(a)～(e)の記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

株式会社は営利を目的とする法人であり、株主の配当を受ける権利は、株主の有する権利のうち最も重要なものの1つである。会社法においては、株主に対する利益配当は剰余金の配当として整理され、(a)剰余金は、原則として、株主総会の普通決議によりいつでも株主に配当することができる。配当財産は金銭に限られず、金銭以外の財産を配当することもできる。ただし、(b)株式会社は、配当財産を金銭以外の財産とし、かつ、配当財産に代えて金銭を交付することを会社に請求する権利を株主に与えないこととする場合には、株主総会の特別決議を経なければならない。

株式会社が剰余金を配当するためには、剰余金の配当に関する財源規制に従わなければならない。分配する金銭等の帳簿価額の総額が分配可能額を超えてはならない。(c)株式会社は、分配可能額の範囲内であれば、会社の純資産額の多寡にかかわらず、剰余金の配当を行うことができる。

株式会社が、上記の財源規制に反して剰余金の配当をすれば、違法配当となる。(d)違法配当を行った取締役は、その職務を行うにつき注意を怠らなかったことを証明しても、会社に対し、株主が違法に交付を受けた金銭等の帳簿価額に相当する金銭を支払う義務を負う。一方、(e)株主は、自ら積極的に違法配当に加担をしたような特別の場合を除き、会社に対し、違法配当により交付を受けた金銭等の帳簿価額に相当する金銭を支払う義務を負わない。

- ① a b ② a e ③ b c ④ c d ⑤ d e

第6問 6-4 (2点)

情報技術 (IT) にかかわる法律に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① 電子署名及び認証業務に関する法律 (電子署名法) 上、電磁的記録であって情報を表すために企業の代表者が作成したものは、当該電磁的記録に記録された情報について当該代表者による電子署名が行われているときには、真正に成立したものと推定される。
- ② 不正アクセス行為の禁止等に関する法律 (不正アクセス禁止法) に違反して他人のパスワードをアクセス管理者および利用権者以外の者に提供した者は、同法により、損害賠償義務を課されるが、刑事罰を科されることはない。
- ③ 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法) 上、電子掲示板での情報の流通により他人の名誉が毀損された場合、当該情報の流通に使用される特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する者 (プロバイダ) も、当該情報を流通させた者と連帯して責任を負い、その責任を免れるためには、当該プロバイダは故意または過失がなかったことを証明しなければならない。
- ④ プロバイダ責任制限法上、電子掲示板での情報の流通によって権利を侵害された者は、プロバイダに対し、権利の侵害を行った発信者の特定に資する情報の開示を請求することができる。この場合、開示の請求を受けたプロバイダは、開示するかどうかについて当該発信者の意見を聴くことなく、直ちに、請求者に対して当該情報を開示しなければならない。
- ⑤ 「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」(迷惑メール防止法) 上、特定電子メールの送信者は、あらかじめ特定電子メールの送信をすることに同意する旨を当該送信者に対し通知した者 (通知者) に対しては、通知者が使用する通信端末機器の映像面に、送信者の氏名または名称その他の事項を表示することなく、特定電子メールを送信することができる。

第7問 7-1 (2点)

X社は、Y建設会社との間で、建物の建築請負契約を締結した。本件請負契約における請負代金は3億円であり、そのうちの1億円を本件請負契約の締結日にX社がY社に内金として支払い、残代金は建物の引渡しと同時に支払うこととした。その後、Y社は、資金繰りが悪化し、本件建物の建築工事に着手する前に、破産手続開始決定を受け、その破産管財人としてZが選任された。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. Zは、破産法に基づき本件請負契約の解除を選択する場合、破産法上、X社のために、本件請負契約に従って建物の建築を請け負う他の建築業者を指定しなければならない。
- イ. Zが、破産法に基づき本件請負契約を解除したことによりX社に損害が発生した場合、X社の損害賠償請求権は、破産法上の財団債権として取り扱われるため、X社は、破産手続によらずに破産財団から随時弁済を受けることができる。
- ウ. Zが、破産法に基づき本件請負契約につきY社の債務の履行を選択して、X社に対しX社の債務を履行することを請求した場合であっても、破産法上、X社は、ZによるX社の債務の履行の請求を拒絶することができる。
- エ. Zが、破産法に基づき本件請負契約を履行することを選択した場合、X社は、本件請負契約に従って、完成した建物の引渡しを受けることができる。
- オ. 破産法上、X社は、相当の期間を定めて、Zに対し、本件請負契約の解除と債務の履行のいずれを選択するかを確答するよう催告することができ、この期間内にZが確答をしないときは、本件請負契約の解除をしたものとみなされる。

- ① アイ ② アオ ③ イウ ④ ウエ ⑤ エオ

第7問 7-2 (2点)

委員会設置会社ではない株式会社の取締役会に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 会社法上、株式会社は、必ずしも取締役会の設置を義務付けられていないが、公開会社では取締役会の設置が義務付けられている。
- イ. 会社法上、取締役会は、その権限とされている重要な財産の処分および多額の借財の決定を代表取締役に委任することができる。
- ウ. 取締役会の決議は、原則として、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行うが、定款の定めによって決議に必要な要件を加重することができる。
- エ. 株主は、取締役会の招集権者に対して取締役会の招集を請求することなく、いつでも自ら取締役会を招集することができる。
- オ. 取締役会設置会社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制（いわゆる内部統制システム）の整備について決定する場合、その決定を取締役に委任することはできない。

- ① アイオ ② アウエ ③ アウオ ④ イウエ ⑤ イエオ

第7問 7-3 (2点)

A社は、B社に対して3000万円、C社に対して2000万円、D社に対して2000万円の債務を負っている。B社は、A社所有の甲土地（時価4000万円）および乙土地（時価2000万円）に第一順位の共同抵当権の設定を受けている。また、C社は甲土地に、D社は乙土地に、それぞれ第二順位の抵当権の設定を受けている。この場合に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。なお、競売による売却価格は、時価の通りとする。

- ① B社が甲土地および乙土地について同時に競売を申し立て、同時に配当を受ける場合、B社は、甲土地から2000万円の配当を受ける。
- ② B社が甲土地および乙土地について同時に競売を申し立て、同時に配当を受ける場合、D社は、乙土地から1000万円の配当を受ける。
- ③ B社が甲土地についてのみ競売を申し立て配当を受ける場合、B社は、甲土地から3000万円の配当を受ける。
- ④ B社が甲土地についてのみ競売を申し立て、その配当がなされた後に、D社が乙土地について競売を申し立てた。この場合、C社は、乙土地から1000万円の配当を受ける。
- ⑤ B社が乙土地についてのみ競売を申し立て、B社が2000万円の配当を受けた。その後、B社が、甲土地について競売を申し立てた場合、D社は、甲土地から配当を受けることができない。

第7問 7-4 (2点)

飲食店のチェーン店を展開しているX株式会社は、食品の製造販売業を営むY株式会社との合併事業として、Y社の製品や飲み物などを提供等するカフェを運営することを検討している。次のア～オの記述は、この場合に関するX社内における甲と乙の会話の一部である。この会話における乙の発言のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. 甲「当社がY社とともに合併事業としてカフェを運営する場合、どのような事業形態が考えられますか。」

乙「当社とY社が出資をしてZ株式会社を設立し、そのZ社がカフェを運営するという方法が考えられます。この場合、Z社が運営のために借入れを行ったり、仕入れのための買掛債務を負担したとしても、当社は、Z社の債務の連帯保証人などにならない限り、その債務を弁済する義務を負いません。」

- イ. 甲「当社とY社が設立したZ株式会社の事業から利益が生じた場合、その利益の配分比率はどのように決定されますか。」
- 乙「株式会社における剰余金の配当については、株主平等の原則が厳格に働くため、株主は、出資比率に応じ、その保有する株式の数に応じて利益の配当を受けるのみです。そのため、Z社がいかなる種類の株式を発行するかにかかわらず、このことに例外は認められていません。」
- ウ. 甲「合同会社の制度を利用して合弁事業を行うことはできますか。」
- 乙「合同会社の形態で合弁事業を行うことは可能です。会社法上、合同会社では、合弁事業から生じた利益の配分比率を協議により自由に決めることができます。ただ、合同会社では、社員のうち必ず1人は無限責任社員でなければならないため、当社が無限責任社員にならないのであれば、Y社が無限責任社員となる必要があります。」
- エ. 甲「会社以外の形態で合弁事業を行うことはできますか。」
- 乙「民法上の組合を利用する方法が考えられます。この場合、合弁事業から生じた利益の配分比率は、当社とY社との間の合意で自由に決めることができます。また、組合を利用して合弁事業を営む場合、当社は、Y社との間で組合契約を結べば足り、株式会社のように法定の設立手続を経る必要はありません。」
- オ. 甲「合弁事業を行う手段として、ほかにどのような形態がありますか。」
- 乙「有限責任事業組合契約に関する法律（有限責任事業組合法）上の有限責任事業組合（LLP）を利用する方法が考えられます。LLPにおいては、合弁事業によりLLPに利益が生じた場合、その利益は、いわゆるパススルー課税の対象となりません。具体的には、合弁事業から生じた利益についてLLPが課税されるだけでなく、利益の配当を受けた当社およびY社は、その利益についてさらに課税されることとなります。」

- ① アエ ② アオ ③ イウ ④ イエ ⑤ ウオ

第8問 8-1 (2点)

A株式会社は、B株式会社を設立して、A社のすべての株式をB社に保有させることとした。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。なお、A社およびB社は、委員会設置会社ではないものとする。

ア. A社の発行済株式の全部を新たに設立するB社に取得させることにより、A社はB社の子会社となり、B社はA社の親会社となることができる。

イ. A社がB社の子会社となった場合、A社の取締役は、B社の監査役を兼ねることができない。

ウ. A社がB社の子会社となった場合、B社の監査役は、その職務を行うため必要があるときは、A社に対して事業の報告を求め、または、A社の業務および財産状況の調査をすることができる。

エ. A社は、B社の子会社となった後でも、B社の株式を自由に取得することができる。

オ. A社には、その子会社としてC社が存在する。この場合、A社がB社の子会社となったとしても、C社はB社の子会社には当たらない。

① アイウ ② アイオ ③ アウエ ④ イエオ ⑤ ウエオ

第8問 8-2 (2点)

消費者契約法に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

① 消費者契約法は、消費者と事業者との間における商品の売買契約には適用されるが、消費者と事業者との間における役務の提供契約には適用されない。

② 事業を営んでいる個人が当該事業のために取引先である会社から商品を購入する契約を締結する場合、当該契約には消費者契約法は適用されない。

- ③ 消費者と事業者との間の消費者契約において、当該契約に基づき消費者が事業者
に支払うべき金銭を支払期日までに支払わない場合の遅延損害金の額について、消
費者契約法に基づき計算された額を超える額を定めた場合、同法上、当該契約自体
が無効である。
- ④ 事業者が、消費者契約の締結について消費者を勧誘するに際し、消費者に対し、
契約の重要事項について事実と異なることを告げて消費者契約を締結した。この場
合、消費者は、たとえ当該告げられた内容を事実であると誤認しなかったとしても、
消費者契約法に基づき当該契約を取り消すことができる。
- ⑤ 消費者契約法上、消費者契約の条項のうち、事業者の不法行為によって消費者に
生じた損害について事業者の責任の全部を免除する条項は無効となるが、その損害
について事業者の責任の一部を免除する条項は無効となることはない。

第8問 8-3 (2点)

A社は、B社に対して貸金債権を有している。B社の資産状況は、次の通りである。

- i) B社は、A社のほかC社にも借入金債務を負っていること
- ii) B社は、D社に対して売掛金債権を有していること
- iii) B社は、甲不動産を所有していること

この場合に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ
選びなさい。

- ① A社は、貸金債権の弁済期が到来していない場合、甲不動産に対する仮差押えの
申立てをすることはできない。
- ② A社は、貸金債権を保全するため、売掛金債権に対して仮差押えを申し立てるに
は、債務名義が必要である。
- ③ C社による甲不動産への強制執行の申立てに基づき、裁判所により差押えの登記
がなされた。その後、A社がB社を被告として提起した貸金返還請求訴訟に勝訴し
その判決が確定した場合、A社は、当該確定判決に基づいて、C社の申し立てた強
制執行手続において配当要求をすることができる。

- ④ A社による甲不動産への仮差押えの申立てに基づき、裁判所により仮差押えの登記がなされた場合、A社はC社に優先して甲不動産から弁済を受けることができる。
- ⑤ D社は、A社による売掛金債権への仮差押えの申立てに基づく仮差押命令の送達を裁判所から受けた。その後、D社がB社に買掛金の弁済をした場合、D社は、B社に対する弁済をA社に対抗することができる。

第8問 8-4 (2点)

下請代金支払遅延等防止法(下請法)に関する次の①~⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① 物品の製造委託を行う事業者は、法人であるか個人であるか、また、その資本金の多寡にかかわらず、親事業者に該当する。
- ② 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合、直ちに、一定の事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならないが、下請事業者の承諾を得ることなく親事業者の任意の判断で、当該書面の交付に代えて電子メールにより書面に記載すべき事項を提供することができる。
- ③ 親事業者は、下請事業者に対し物品の製造を委託する場合、当該物品の給付を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内において、下請代金の支払期日を定めなければならない。
- ④ 親事業者は、下請代金の支払期日までに下請代金を支払わなかったとしても、下請事業者の請求がない限り、遅延利息を支払う必要はない。
- ⑤ 親事業者は、正当な理由の有無にかかわらず、下請事業者に対し、製造委託等をする条件として、自己の指定する物を強制して購入させることができる。

第9問 9-1 (2点)

X社は、Y社に対して200万円を貸し付けたが、Y社から返済を受けられなかった。そこで、X社は、Y社を被告として貸金返還請求訴訟を提起した。この場合に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① 裁判所は、本件訴訟の事実認定にあたり、X社が申し出て採用された証拠については、Y社に有利な事実を認定するための基礎として用いてはならない。
- ② X社の主張する請求原因事実に対して、Y社が「X社から金銭を受け取ったことはない」と主張した。この場合、X社は、Y社に金銭を引き渡した事実を証明しなければならない。
- ③ X社の主張する請求原因事実に対して、Y社が「X社から200万円を受け取ったが、それは出資として受けたものであり、借り受けたものではない」と主張した。この場合、Y社は、X社との間で返還約束がなかった事実を証明しなければならない。
- ④ X社の主張する請求原因事実に対して、Y社が「X社から200万円を借り受けたことは事実だが、すでに弁済している」と主張した。この場合、X社は、Y社から貸付金の弁済を受けていない事実を証明しなければならない。
- ⑤ X社は、自社が申し出た証拠が自社に不利なものと判明したときは、証拠調べの終了後であっても、当該証拠を撤回することができる。

第9問 9-2 (2点)

非典型担保に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. A社は、B社に対して有する貸金債権を担保する目的でB社所有の甲土地につき代物弁済の予約を行い、その仮登記を経た。その後、B社は約定の期日までに借入金を弁済することができなくなった。A社は、仮登記担保権を実行し甲土地の所有権を取得する場合、甲土地の価額が被担保債権の額を超えるときは、その差額をB社に清算金として支払わなければならない。

イ. A社は、B社に対して有する貸金債権を担保する目的でB社所有の甲土地につき代物弁済の予約を行い、その仮登記を経た。その後、B社は約定の期日までに借入金金を弁済することができなくなった。この場合において、担保権を有しない他の債権者により甲土地が強制競売に付されたときは、A社は他の債権者に先立って優先的に弁済を受ける権利を失う。

ウ. A社は、その所有する甲土地をB社に売却するに際し、売買契約において、B社が代金の全額を支払う前にA社が甲土地をB社に引き渡すが、甲土地の所有権は代金全額の支払いが完了するまでA社に留保される旨の所有権留保の約定をした。この場合において、B社が、売買代金の支払いを完了する前に甲土地を第三者であるC社に売却したときは、B社とC社との間の売買契約は、所有権留保の約定に基づき無効となる。

エ. A社は、その所有する甲土地の売買契約をB社との間で締結すると同時に、一定の期間が満了するまではA社が売買代金等を返還して当該売買契約を解除できる旨の買戻しの特約をし、買戻しの特約の登記を経た。この場合、その後、第三者であるC社がB社から甲土地を購入したとしても、当該期間が満了する前にA社による買戻しが実行されれば、C社は、甲土地の所有権を失う。

オ. A社は、その所有する甲土地をB社に売却するに際し、将来、B社がA社に甲土地を売り渡す旨の再売買の予約をした。この場合、A社は、当該再売買の予約に基づき予約完結権を行使することにより、甲土地を取り戻すことができる。

- ① アイウ ② アイエ ③ アエオ ④ イウオ ⑤ ウエオ

第9問 9-3 (2点)

X社は、インターネットを用いた販売システムの開発をY社に委託する旨のシステム開発委託契約をY社との間で締結した。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。なお、本件システム開発委託契約は、民法上の請負契約に該当するものとする。

- ア. X社は、民法上、Y社がシステムを完成させる前であれば、Y社に帰責事由がなくても、Y社に生じた損害を賠償して本件システム開発委託契約を解除することができる。
- イ. X社とY社は、本件システム開発委託契約に基づいて、Y社が雇用する従業員ZをX社に常駐させシステム開発を行わせることとした。この場合、労働者派遣事業法上、X社は、Zに対してシステム開発作業の遂行方法やZの就業時間、休日について直接指揮命令をすることができるとともに、Zの賃金の額についても決定することができる。
- ウ. X社は、Y社から完成したシステムの引渡しを受け、これに対し請負代金をY社に支払った。この場合、システム開発の成果物についての著作権は、X社がシステムの引渡しを受け代金を支払った以上、X社とY社との間に著作権の帰属に関する特約がなくても、当然にX社に帰属する。
- エ. Y社が完成しX社に引き渡したシステムには、重要な瑕疵があった。この場合、民法上、X社は、Y社に対し、相当の期間を定めて瑕疵の修補を請求することができるほか、瑕疵の修補に代えて、またはその修補とともに、損害賠償を請求することができる。
- オ. Y社が完成しX社に引き渡したシステムに瑕疵があり、そのためにX社は、本件システム開発委託契約の目的を達することができなかった。この場合、民法上、X社は、本件システム開発委託契約を解除することができる。

- ① アイウ ② アイエ ③ アエオ ④ イウオ ⑤ ウエオ

第9問 9-4 (2点)

不動産の登記に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 不動産の売主が、売買契約に基づき買主への所有権移転の仮登記を経た後、当該売買契約につき善意の第三者に対し当該不動産を売却して所有権移転登記を経た。この場合、当該不動産につき仮登記を経た買主は、仮登記に基づく本登記を経ることなく、当該第三者に当該不動産の所有権を主張することができる。
- イ. 不動産の買主が提起した訴訟において、売主から買主への当該不動産の所有権移転登記手続を命じる勝訴判決が確定した場合、買主は、売主と共同で登記の申請をする必要はなく、単独で登記の申請をすることができる。
- ウ. 不動産の売買契約の締結後、買主への所有権移転登記がなされる前に、売主が債権者から強制執行を受け、当該不動産について差押えの登記がなされた。この場合において、当該不動産につき、強制競売が行われ第三者が競落したときは、当該不動産の買主は、競落人である第三者に対して、当該不動産の所有権を主張することができる。
- エ. 不動産を買い受けた者のために当該不動産について所有権移転登記の申請をする義務を負う者が、当該不動産の売主から当該不動産を購入して自己への所有権移転登記を経た。この場合、当該不動産を先に買い受けた者は、登記なくして、当該登記の申請をする義務を負う者に対して、当該不動産の所有権を主張することができる。
- オ. 真の権利者でない者が不動産の所有権者として登記されていた場合に、その登記を信頼して登記簿上の名義人から当該不動産を買い受けた者は、原則として、その不動産の所有権を取得することはできない。

- ① アイウ ② アウオ ③ アエオ ④ イウエ ⑤ イエオ

第10問 10-1 (2点)

日本の法人であるA社は、X国の法人であるB社との間で国際的な取引を行っているが、B社の経営状態が悪化しているとの情報を得た。この場合に関する次の文章中の下線部(a)～(e)の記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

A社の取引先であるB社はその経営状態が悪化しているが、例えば、外国の法人に日本の破産手続は適用されるのであろうか。(a)破産手続開始の申立ては、その対象となる債務者の住所、居所、営業所、事務所が日本国内にあるときのほか、当該債務者の財産が日本国内にあるときにも可能である。B社についてこのような要件が充たされれば、日本の破産法に基づく倒産処理がなされ得る。また、日本の破産法によれば、(b)債権者は、破産手続開始の申立てをするには、債権の存在と破産原因があることを当該申立ての時に証明しなければならず、これらを疎明するだけでは足りない。

仮に、X国の法人であるC社が、B社に対して有する債権につき、B社がX国内に所有する財産を差し押さえた後、B社が日本において破産手続開始の決定を受けた場合、(c)日本における破産手続の効力は、X国に所在するB社の財産には及ばないため、C社がX国内で行った差押えがその効力を失うことはない。また、B社が日本において破産手続開始決定を受けた後、C社が、B社がX国に有する破産財団に属する財産からいち早く債権の一部の弁済を受けたときは、(d)日本の破産法上、C社は、他の同順位の破産債権者がC社の受けた弁済と同一の割合の配当を受けるまでは、最後配当を受けることができない。

なお、(e)外国の破産手続は、日本において直ちに効力が及ぶ。したがって、外国で破産手続がすでに開始されている場合、日本国内において日本法による破産手続を別途申し立て、日本と外国で同じ債務者に対する破産手続を同時に進行させることはできない。

- ① a b ② a d ③ b c ④ c e ⑤ d e

第10問 10-2 (2点)

国債取引等に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. アメリカ合衆国のフォーラム・ノン・コンヴィニエンスの法理によれば、訴訟が提起された裁判所以外の裁判所で事件がより適切に審理されると考えられる場合、訴訟が提起された裁判所は、裁量によって管轄権の行使を差し控えて訴えを却下することができる。

イ. アメリカ合衆国においては、契約が成立するための要件として、当事者間の合意に加えて約因が必要とされているものがあり、例えば、一方当事者のみが利益を一方的に享受できる贈与は、約因を欠き、原則として、法律上強制執行できる契約に当たらないとされる。

ウ. 中華人民共和国では、製品の欠陥に対する責任については、販売者に課される三包責任が定められているのみであり、製造業者が製品の欠陥について責任を負うことはない。

エ. 世界貿易機関(WTO)における基本原則の1つである「数量制限の一般的廃止」は、人等の生命または健康の保護や有限天然資源の保存のために必要でない限り、ある生産品の輸入量を規制して、自由貿易を妨げることを禁止するというものである。

オ. 国際売買契約においては、売主の目的物引渡債務が不可抗力によって履行できない場合、売主に責任が生じることはないとされているため、国際売買契約において不可抗力条項を設けるのは、その旨を確認する意味を有するにすぎない。

- ① アイウ ② アイエ ③ アウオ ④ イエオ ⑤ ウエオ

第10問 10－3 (2点)

製品の安全にかかわる法律に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 製造物責任法上の製造物に該当するのは、工業製品のみであるため、スーパーマーケット内で調理されている惣菜は、製造物に該当しない。
- イ. 海外で製造された製造物を輸入する事業者は、製造物責任法上の製造業者等に該当しない。
- ウ. 製造物を卸売業者から購入し消費者に販売する小売業者は、原則として、製造物責任法上の製造業者等に該当しない。
- エ. 消費生活用製品安全法上、家庭用の圧力釜などの特定製品を販売する事業者は、原則として、製品ごとに主務省令で定められた技術上の基準に適合していることを示す表示（P Sマーク）を付さなければ、特定製品を販売してはならない。
- オ. 消費生活用製品安全法上、消費生活用製品の製造または輸入の事業を行う者は、製品事故が生じた場合には、当該製品事故が発生した原因に関する調査を行い、危害の発生および拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該消費生活用製品の回収その他の危害の発生および拡大を防止するための措置をとるよう努めなければならない。

- ① アイウ ② アイエ ③ アエオ ④ イウオ ⑤ ウエオ

第10問 10-4 (2点)

次の文章は、著作権法について述べたものである。この文章中の下線部①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

著作物を創作する者を著作者という。法人の従業員がその職務に関連して著作物を創作する場合、その著作物の著作者は、創作をした従業員かその法人かが問題となる。

①法人の従業員により、その法人の発意に基づき職務上作成された言語の著作物で、法人の名義の下に公表される職務著作物については、その法人と従業員との間に職務著作に関する別段の定めがないときは、著作権法上、法人が著作者とされる。

著作者の有する権利には、著作者人格権と著作権とがある。このうち、②著作者人格権は、一身専属性を有し、譲渡することも相続することもできない。そして、③著作者人格権は、著作物を創作するだけで成立し、著作者の死後50年を経過するまでの間、存続する。

他方、著作権は、複製権、上演権および演奏権などの様々な権利からなる。例えば、④言語の著作物の著作者は、その言語の著作物を公に口述する権利である口述権を専有する。これには、小説などを朗読することのほか、録音または録画されたものを再生することが含まれる。また、⑤著作物の複製権を有する者は、他の者にその著作物の出版権を設定することができ、出版権の設定を受けた者は出版権の設定を登録することにより、出版権を第三者に対抗することができる。